

『文則』の翻刻と注記等(3) ——「下」巻後半

国語科 篠崎 秀樹

一 昨年(1997)から三回に分けて続けてきた宋代の陳騷『文則』の翻刻と注記に、いよいよの区切りをつけることができた。再任用の二年間に跨がった形で、併せて教員生活にもひと区切りという次第である。とかく時間がとれない中で、翻刻だけはともかくも終えることができてほつとした。もともと江戸期以前の漢文入門書を拾いながら、自分の学習に資するというのが目的なので、その意味からは緒に就いたばかりといえるが、釈大典・皆川淇園と続けてきて、思いがけず山井崑崙という学者の存在を知り得たのは収穫だった。また、陳騷『文則』が初期の修辭学書の一つという位置づけのものであるらしいことも文論の端緒に触れたという意味で幸いだった。ぼやきを言えば、晩学に過ぎて己に発表の場を持たなくなつたことか。それで怠け心に拍車がかかるようでは、そこまでのことであろう。注記自体は、三回の記事で分量の多寡が目立つが、拙文もいわば注記のよくなもので、どれももう少し広い視野と参考書とを得てから、書き改めるしかない。それでも注解というのは、時間と手間がかかる分、なるほど有益なものだと感じた。以上の言い訳で推察できるとおり、今回もメモ書き以上のもではない。未成品である。半ばは自分のための備忘録である。

*

『文則』という標題には、「則」という命名に含意を見るべきこと、他の書籍の場合と同様である。科挙で要求される「定法」に対する反措定の

意味が込められているらしいとは、彼方の論文を斜め読みして知った。本文中で「古法」を強調しているのがそれであるという。「則」は、「進取之弊」を師から指摘された苦学生時代の筆者が、経典を軸とした古文獻を熟読玩味するうち、おのずから抽出されうるとした「則」が確かに存在することを証明する意図を含み、世間通行の文範とはまったく撰を異にするという気負いを込めている。誇り高い著者のことではあり、さもあるべしと思われる。則はすなわち経典に見られる類型的表現や構成の型であり、経典に例を拾わないものは少なく、史記や韓愈等の名が注目される。経典は、思想内容と文辞と、どちらも絶対の典範であり、これは時代のパラダイムであった。中でもこの下巻後半において『左伝』『国語』『尚書』に比重がかかっているのは、著者の関心が歴史叙述に経学と文辞の統合を見ていたのかと思われ、一定の留保を置きながら『史記』に傾いていたことと無関係ではない。こうして三者の引例すこぶる多く、先秦の古代史の色模様を垣間見ような気がして、文辞の注記作業はそのほとんどを新釈漢文大系に乗っかりながらも、おもしろい経験だった。特に、潔癖な人物の列伝が彼らの引き締まった文辞や韜晦した措辞を通して窺われ、著者の人となりを重ね合わせて想像しながら各々の風貌を思い描いた。辞書引きを繰り返しながら語彙が増えていくことの愉しさは言うまでもない。もつとも今では忘れる勢いのほうが盛んではあるけれども。

*

自分が眺めた(中文は読めない)ので眺めるだけ(論文「鄭芳祥「超越」進取之累」——陳騷『文則』新論「東吳中文學報」33 2017・5)で、当時の挙人たちの参考書として今日残っているものには、南宋・鄭起潜『声律関鍵』、佚名

氏『十先生奥論』、陳伝良『止齋論祖』、『永嘉八面鋒』、王応麟『辞学指南』等があることを知った。これら「耳提面命」の懇切を極めた参考書類に対して、陳騷のそれは必読文献や出題されるべき文体等との関わりも少なく、実用書類の面影を持つていないそうだが、その通りだろう。

*

これも同論文から知ったものだが、『四庫全書総目提要』（集部48 詩文評類一）に『文則』（二巻 江蘇巡撫採進本）の評が載っており、これが適評だということである。和文と違って、漢文類の電子テキスト化は比較的に進んでいるようで、原文だけならネットから全文ダウンロードが可能になつているものがあるので、この機会に評文を引用し、分かるだけは（誤読を恐れず）訓点・記号類を加えてみる。（「全國漢籍データベース 四庫提要」<http://kanji.zinbun.kyoto-u.ac.jp/db-machine/ShikoTeiyo/0437001.html>）

宋ノ陳騷ノ撰。騷ニ有リニ『南宋館閣録』一、已著録ス（『四庫全書』に収録した。）
按ズルニ『太平御覽』ヲ一、引キテ二摯虞ノ『文章流別論』ヲ一、曰古詩之四言ナル者、「振驚于飛」是也。漢ノ郊廟ノ歌多ク用レ之ヲ。五言ナル者、「誰カ謂ハン雀ヲ無シト」何ヲ以テ穿ダシニ我ガ屋ヲ一。是也。樂府用レ之ヲ。六言ナル者、「我ハ姑ク酌マンニ彼ノ金疊」是也。樂府亦用レ之ヲ。七言ナル者、「交交タル黃鳥止マルニ于桑」是也。於テ二俳調倡樂ニ世用レ之ヲ。九言ナル者、「河朔ニ彼ノ行潦」一挹レ彼ヲ注グ。茲ニ「是也」。（陳騷は『文則』の「己」章で「此當レ爲ニ二句一。其説非也」とする。）不レ入ラニ歌謠ノ章ニ。故ニ世希ナリレ爲スコトレ之ヲ。文章句法、推スニ本ツクニ六經、一、茲其ノ權輿（始め）也。（ここまで『文章流別論』劉

知幾ノ『史通』、特ニ出ダセルモ二模擬ノ一篇ヲ一、於テハレ貌ニ同ジキモ心ハ異ナリ、貌異ニシテ心ハ同ジ。辨析特ニ精ナリ。是又不下以テ二句法ヲ一求メ、六經ニ上矣。騷ノ此書ニ所ノ列ヌル文章體式、雖モ三該ニ括スト諸家ヲ一、而大旨ハ皆準ヘテレ經ニ以テ立ツ制ヲ。其不レ使メ三人ヲシテ根ニ據セク典ニ、鎔精ノ理以テ立ツ言ヲ。而レドモ徒ラニ較ニ量セバ、於文字之増減ヲ一、未ダレ免レ逐ヒテ末ヲ而遺ルルヲ一。本ヲ。又分カチ門ヲ別チテ類ヲ、頗嫌ラザレバニ於太瑣太拘（細部にひどく、こだわり過ぎること）、亦不レ免レニ舍テ大ヲ而求ムルヲ一。然レドモ取レハ格法ヲ於聖籍ニ、終ニ勝ラン。摹ラルルニ二機調（作文の要領というほどの意か。）ヲ於後人ニ。其所ニ標擧スル一、神ニシテ而明ニスルハ、存スニ乎其人ニ。固不レ下必ズシモ以テ二定法ヲ一泥中此ノ書上、亦不レ下必ズシモ以テ二定法ヲ一病中此ノ書上也。

これを見れば、科挙の「定法」を教えるノウウハウの書ではなく、「聖籍」の骨法を一隻眼で抽出した著者の見識を評価しているようである。

*

陳騷には『古学鉤玄』（十巻）の著明刊本があるらしい。『宋史』に伝えるように、顕官歴任中は著述も十分できなかったようである。『中興館閣書目輯考』『南宋館閣録』等の題を持つ書もあるようだが、思想書ではなさそうだ。中華民国国家図書館蔵『古学鉤玄』の本文写真には「文則」とあり、書き出しは同じものように見える。目次が不明だが、やはり修辭を主体とした古書の解析が主なものではないかと思われる。

*

孫引きメモの連続で気が引けるが、同時代の葉紹翁『四朝聞見録』に陳騷の軼事が載っているようである。後に中書舎人として陳騷の後輩に

なる東萊呂祖謙が『皇朝文鑑』を奏上して孝宗に金帛を賜わった時、中書舍人だった駱が、たかだか「編類之勞」に対して「恐ラクハ賞ノ太ダ厚キト」と評したという。『東萊博議』の著者としても名高い呂東萊に陳騭はとかく批判的だったようだ。恐らく来歴や気質、処世観の違いなどによる他、同時代一般に対する陳騭の批判意識、多士濟濟たる廷臣たちが「與日月一爭光」（『文則』序）詞壇全体への懷疑が深かったせいだろうか。

*

翻つて考えると、『文則』の著者が呼吸していたような「文章経国」の思想は今日において生きていない。先秦の古樸も対偶の華麗も、漢語にとまどめて流し去って「進歩」していく現代において、こうした文論を取り上げるのは分析的意味が中心だ。元号は今なお易・詩・書から採用しても、過去において意識的文章家が「著意」して古語を時文に採り入れた例がいくらかあるのさえもはや準古典の域内に葬り去られようとしている。難字句に至っては、それこそ「古文」となって時代通用の文字とも看做されていい。山井崑崙が『七経孟子攷文補遺』の附篇として『尚書古文考』を著したのは、清代の学者にとっては青天の霹靂であった。それは四書五経を正しく復活するという目的意識を強く喚起したはずである。ところが、今回、新釈漢文大系の『書経』を参照した中では『尚書古文考』への言及に出合わなかった。真古文尚書と偽古文尚書の較量の際、すでに十二分に活用された後なのだろうか。経学の伝統が実質的に途絶えたためか、それとも実証的方法が過去とは格段の進歩を遂げた結果か。だが、『文則』の引例ひとつを見ても、まだ『尚書』の読みは完結していないのではないか。不明な文章に出合うたびに、わりあいまめにネットの解釈を参

照したが、参考になったものもあつた一方、思い思いの迷解釈も多かった。ここで五年前の紀要原稿で洩らした不平を又しても蒸し返すことになる。曰く、きちんと整えられたテキストが何といつても揃っていない。今日の電子メディアの時代にあつて、少なくとも Windows95 以来、四半世紀近く、状況がほとんどまったく、否ままったくもって変化していないに等しい。この国の古典テキストの普及状況には実に恐れ入る、と。（一部作品については、個人の篤学者の入力した全文テキストが見られる。仕様は、当然ながら人の顔の数ほどある。）鳴り物入りの戦略的学術研究よりも地道な「コンテンツ基盤整備」にいくらかでも手間と金をかけたらよさそうなものだが、日本人はこれが本当に苦手である。場当たり的に生きるといつて語弊があるなら、変動して止まない時務の要求に何を措いても忠実に従う国民性の継続こそ、日本の古典と近代を貫いて根を張り続ける盤根錯節の「伝統」なのだ。

*

三年目のまとめとしては、かなりお粗末な体裁になってしまった。もう少し学者山井重鼎の面目を發揮したかったが、いかんせん調べが足りない。崑崙が『文則』を手掛けたについては、足利学校で五年校讐した経験から『尚書』の定位への関心等が関わっていたのではないかと臆測されるが、具体的に『古文尚書考』や『七経孟子攷文補遺』との突き合わせなどまで到底及ばなかった。次の機会はもう無いだろうが、根が続けば電子媒体の活用でも考えるところだ。末尾乍ら、昨年五月、数少ない大学時代の友人を肺癌で喪い、駄文の感想を尋ねることができないのを残念に思う。寡黙な実践家である彼が今なお生きていたら、（次の「余論」を含めて）性懲りもなく始めた私の漫罵を笑って止めてくれたのかもしれない。

〔余論〕 翻刻を提出した後、T書店社員が「これからの学習指導のご参考になりますから、どうぞ。」と言ってPR誌を置いて行った。見ると、新指導要領の解説特集で「生きるための論理」と題した対談記事の中に、こんな発言が目を引き。

教師がやるべきことは、誰もができることを、誰もができるようにするということだと思っんです。例えば、先生方は何年も同じ文学作品を読んでいるから、読むときの目の付け所もわかっているわけですよ。どんなにすばらしい作品なのかを生徒に言いたくて、うずうずしているのを、それを初めて読む生徒に教えてあげると、ワッと目を輝かせてくれる。こういうのも楽しい授業だとは思っんです。どちらかと言つと、文芸評論家のような人がやる、一種の職人芸なんじゃないかと思っます。

こう述べた後で、職人芸ではなく「普段着の文章」を教えて、これまで分からなかつた子に分からせてあげるのが本来の喜びであるはずだし、そのうえで「問題を抱えてモヤモヤした状態で生きていく力をつけるには、「ぜひ、(文芸評論でなく)注、哲学をやろうよ」が結論だった。こう述べた哲学者は『論理トレーニング』で反響を呼んだ人らしいが、引用文の発言が全くの印象批評であるのは、それなりに印象的である。

折しも、漱石の「ころ」を何と第三学期に読む羽目になり、まず終わらないだろうという予想通り定期考査までに終えられそうもなくなつて、文脈を極力単純化するべく字句の照応関係を検討し直していた。時間に余裕のある時も同じことだが、大学の一般教養課程の授業よろしく、毎年決まった「目の付け所」を生徒に教えるが、大学で迎える授業では生徒は「ワッと目を輝かせ」ることは愚か、耳すら傾けてくれない。毎年芸もなくそのための読み直しと奮闘を繰り返す。今年も先づ次第で措辞の対偶や叙述の首尾照応を読み込み、それが実にかつちりとしたものであり、「不可思議な私というものを分らせる」(下56)ために『心情論理』の展開を逐一解説した文章であり、職人芸的深読みを排除する、書かれたままのものであると気づかされたのだ。

家で同時期にたまたま手に取つたベスタロツチ『隠者の夕暮』をここに引き合いに出したい。これは二百年前の教育学者がその汎愛的教育学の骨子を示したほとんど最初期の箴言集だそうだが、これまた別様の発見をさせてくれることになったのだ。次の文章は、当然ながら現代の論説的文章に要求される「必要十分な情報」も「主張と論拠の整合性」も念頭になく、初めから感想と印象の羅列によって始まっている。

人間の性質をなすもの、彼が必要とするもの、彼を高めるもの、そして彼を卑しくするもの、彼を強くしたり弱くしたりするもの、それこそ國民の牧者にも必要なものであり、最も賤しい小屋に住む人間にも必要なものである。

到るところで人類はこの必要を感じてゐる。到るところで彼等は困苦と勞作と熱望とを以て向上しようとする力めてゐる。それにも拘らず人類の幾世代は満足せず凋落して仕舞ふので、多くの人類は彼等の生涯は終つても彼等を満足はさせなかつたといふことをその臨終において聲高く叫ぶ。彼等の臨終は完成した秋の木の實が成熟して使命を果した後に、冬の憩ひのために地に落ちるやうな趣はない。

何故に人間は秩序もなくまた窮極の目的もなく真理を探究するのか。何故に彼は人生の悦楽と淨福とを得るために彼の本性の要求を探究しないのか。何故に彼は安らぎでもあれば生の悦楽でもある真理を求めないのか。彼を心の奥底において満足させ、彼の諸力を發展させ、彼の日々を慰め、彼の年々を幸福にする真理を求めないのか。(三二五)

軽い翼であらゆる知識を飛び廻るが、静かな確かな應用に依つて彼の認識を強めない人間、このやうな人間もまた自然の道を失ひ、確實な爽やかな注意深い眼光乃至眞實の喜びを感じる落着きある静かな眞理感情を失つてしまふ。(三二九)

この教育学者の実践活動が世に知られた後、この文章はその原理を示すものとして、元來匿名での発表であつたにも拘わらず、初出誌から掘り起こされたものだという。後の教育実践がこの言葉を裏切らず、正しく等身大のものであつたことを世間に認知されたから注目されたのだが、古典に相応しい力がある。この「眞理感情」についてその相貌を描出するために言葉と修辭技巧を尽くしたかういふ文章は、果たして「論理用語」と「文学用語」のどちらに分けられるものであるか。逆に、漱石の「ころ」は「文学用語」であつて「論理用語」には入らない、と頭から決めてかかつてよいものであろうか。物事は、分類すれば用済みになつた氣になつてしまふものだ。分けしてしまわないと落ち着かない人の多数決がかういふ仕組みを支えるのかもしれない。

「論理」でいえば、同書の次の断片などは形式論理的に誤謬ではないだろうか。

神の子である君主は父(なる神)の子である。

神の子である君主は國民の子である。

父の子である臣下は父の子である。

君主の地位は神の象徴でもあれば一國民の父でもある。(二一一—二一五)

これは、戦前の家族國家観とも脈を通じる過去の思想を裏付けるまぢがた論理の典型であるか。しかし、やがて前件と後件とは反転し、この教育家の敬虔な宗教思想を通じて、当為としての父なる君主がその暴虐を尽くすとき、子なる國民の敬慕に値しなくなる(二五六)という思想に發展する。現状追認に見える形式論理が読む者を不安に陥らせないのは、著者の『眞理感情』が決して道を間違えるはずがないという、我々の予想に基づく。それは著者に対する読者の信頼の情が働くからである。

以上述べてきた中で、私は「心情論理」「眞理感情」という相矛盾するやうな字句を意識的に使つてきた。「普段着の文章」すら読めない識字率はなるほど危機感を覚えさせるが、学力下位層は簡単な読み書きの能力を身につけ、上位層は複雑なデータ処理を行った後、過不足のないプレゼンテーションが公用文に熟達する。この辺りに当座の狙いがあるように思えてならない。論理だけで人が深く頷くことはない。「心情」の篤い裏付けなしの「論理」は不毛と不安を齎す。「眞理感情」が衰え、人がそのことの自覚すらなく空無に陥つていくことから「言葉」が見失われたのではないか。(34)

陳騏『文則』

——翻刻(3) ※読みは漢音を基本としたため、前稿と若干異なる。

王 凡七條

〔尚書・商書・盤庚上〕盤庚之戒ニ無レト伏ス。伏レテ箴ヲ宣王ノ之詩。〔詩經・小雅・鴻雁之什〕庭燎。庭燎因テ箴ム。箴ノ之爲ル名、王八エ見ニ於經ニ一矣。在昔周武辛甲爲レ史。爰ニ命ジテニ百官ニ、各箴メシム。王ノ闕タルヲ。故ニ虞人ノ之箴、魏絳獨有レ取レ焉。今采テニ其文ヲ、以備ニ箴體ニ。

○盤庚―成湯より十世の孫、商の都を殷(毫)とも伝える。に遷した。○無伏箴―尚書原文「無レ或ルト三敢テ伏スコト小人ノ之故ヲ箴ムル。伏は隱匿、圧伏すること。○庭燎―庭の篝火(かがりび)。「庭燎」の詩は、夜通し篝火の中を諸侯が参内する意を諷う。周の宣王に対する規箴の意を寓すというが、具体的な内容は不明。○辛甲―周武王の太史。百官に命じ、王の過ちを戒める上奏文を作らせた。○虞人―山林、沼沢を管掌する官。狩猟を掌る。○魏絳―魏荘子。晋の六卿の一として、悼公・平公に仕えた。悼公が戎狄を討伐するのを諫める際に、狩猟に意を注いで身を滅ぼした后羿の逸話を引き、内政に力を入れるように勧めた。その時に例文の辛甲の「箴」を引いた。魏絳は悼公に諸侯の覇者としての地位を固めさせるなどの功績により、魏荘と諡された。子孫は、戦国七雄の魏を建てた。

〔左伝・襄公四年〕茫茫タル禹ノ迹。晝シテ爲ニ九州ト一、經ニ啓シ九道ヲ一、民有ニ寢廟一、獸有ニ茂草一。各有レ攸レ處。徳用テ不レ擾。在ニ帝夷羿ニ、冒リニ于原獸ヲ一、忘テニ其ノ國恤ヲ一、而思ニ其麀牡ヲ一。武不レ可レ重ヌ。用テ不レ恢ニセニ于夏家ヲ一。獸臣司レ原ヲ。敢告ニ僕夫ニ。

○茫茫―果てしない貌。○経啓―拓き整える。○寢廟―居室。○夷羿―弓の名人である伝説時代の羿を「大羿」と呼ぶのに対して、夷羿「有窮の後羿」と呼ばれる。夏の仲康の子相を伐ち、有窮国を建て后(王)となる。弓の名人で狩猟を愛し、姦臣の寒浞(かんさく)に殺された。夏の遺臣靡が寒浞を殺して夏の少康を擁立した。○國恤―国を憂うること。○麀牡―牝鹿と牡鹿。○不可重―狩りばかり何度も行ふべきではない。○恢―おほいにす。ひろくす。広く大きくする。○獸臣―奏上者の謙称。○原―原野。○僕夫―御者。車馬を司る微賤の官。「敢告僕夫」で王を憚つて侍臣に示す意。「机下」侍

史」の類。また、他に「僕人」を文書を伝達する官とする注記もある。

〔尚書・虞書・大禹謨〕益贊スニ于禹ヲ一。贊ノ起ルヲ遠シ矣。後世史官、紀傳有レ贊。以擬スニ詩ノ體ニ一、非ニ古法ニ一也。今采テニ書ノ文ヲ一、以備ニ贊ノ體ニ一。

○益―帝舜の虞人(山沢を掌る官)。禹にも任せ、皋陶の後、禹の政治を補佐した。禹の子啓が帝位を継ぐ時に箕山に隠れたとも、啓に殺されたともいう。○贊―「佐」と通じて干さす意とする時は「たすく」と訓む。○有贊―史記の論贊の類。

〔尚書・虞書・大禹謨〕惟徳動スレ天ヲ。無ニ遠トシテ弗レ一屈。滿招キレ損ヲ謙ハ受クレ益ヲ。時乃天道ナリ。帝初于テ歴山ニ一往ニ于田ニ一、日ニ號下泣シ于旻天ニ一。于父母ニ一、負レ罪ヲ引キ「十九エ」一。慝ヲ、祇テ載ラ見ヘニ瞽瞍ニ一。夔夔トシテ齊慄セシカハ、瞽亦允トシ若ガフ。至誠感ズレ神ヲ。矧ヤ茲ノ有苗ヲヤ。

○惟れ―発語の辞。○屈―首「カイ」。至る、極まる。○滿招損、謙受益―易の謙の卦象伝の辞に「天道は、盈つるを虧き、而して謙に益す。」とある。盈虚、謙益。○時―是、このこと。○帝―帝舜。○旻天―秋天。大空。○引く―引き受ける。○慝―隠れた悪行。○夔夔―慎み恐れる貌。○齊慄―慎み恐れる。「齊」は「物忌み」の意では音「サイ」。○允若―信順。従う。○至誠―至誠。○矧や―況や。古い形。○有苗―有苗氏。南方の未開部族。三苗。禹は三句(三十日)まで有苗氏を攻めたが、帰順しなかつた。禹はこの贊を聞いて、軍を返し、文徳を敷いたところ、七旬にして有苗氏が朝貢した。

銘文ノ之作ル、初々ヨリ無ニ定レレ體ニ一。量人ノ量ノ銘、乃類シニ詩ノ雅ニ一、孔悝ガ鼎ノ銘、無クレ異ナルヲ一。書ノ命ニ一、成湯ノ盤ノ銘、考父ノ鼎ノ銘、又別ナリ矣。四體俱ニ采テ、古法備ハル焉。

○俱に―どれも皆。

量ノ銘

〔周礼・冬官・考工記・栗氏〕時レ文思ヒ索テ、允ニ臻ルニ其極ニ一。嘉量既ニ成テ、

以觀スニ四國ニ一。永啓テ二厥後ヲ一、茲ノ器維レ則ラシム。

○量―マス(概)。量人はその職人か。嘉量は先秦時代以来造られた容積の標準器。○ 籩―至。○ 觀―人に見せる、示す。

鼎ノ銘 孔懼

〔礼記・祭統〕六月丁亥、公假ニ太廟ニ。公ノ曰、叔舅乃ノ祖莊叔、左ニ右ク「子九子」成公ヲ一。成公乃命シテ二莊叔ニ、隨ニ於漢陽ニ。即ニ宮ニ于宗周ニ一、奔走シテ無ク射ヲ、啓ニ右ク獻公ヲ一。獻公乃命ズラクニ成叔ニ一、纂ニ乃ノ考文叔。興シニ舊嗜欲ヲ一、作テ率ガヒ慶士ニ、躬恤スニ衛ノ國ヲ一。其勤テ二公家ニ、夙夜不レ解。民咸曰ク、休哉。公ノ曰、叔舅予フ二女ニ銘ヲ一。若チ纂ニ乃ノ考ノ服ヲ一。懼拜稽首シテ曰、對揚シテ以辟ニシレ之、勤テ二大命ヲ一施サンニ于烝ノ彝鼎ニ。

○孔懼―衛の大夫。莊公の賞詞を銘に刻み、自家の功績を記した。銘は多く先祖を頌揚するものという。○太廟―天子の先祖の廟。○假―假は音「カク」。格(いたる)。
○叔舅―叔父。諸侯は同姓の卿大夫を「伯父・叔父」と呼び、異姓の卿大夫を「伯舅・叔舅」と呼ぶ。○左右―補佐。○難―衛成公は晋文公に逐われ、楚に奔った。(『左伝』僖公二八年)。○漢陽―漢口。○即宮―宮室に幽閉されたこと。○宗周―周は諸侯の宗家(衛・魯・晋等同姓の諸侯には宗室)なので「宗周」と呼ぶ。○射―音「エキ」。駁(厭う、飽きる)。○啓佑―導き助ける、輔導する。○獻公―成公の曾孫。○成叔―莊叔の孫。○纂―承ける。受け継ぐ。纂承は継承の意。○考―先考(亡き父)。考妣は亡き父母の意。○興舊嗜欲―文叔の事迹、代々の輔佐の意欲をかき立てる。○作率慶士―奮つて士大夫に従う。慶は卿に通じる。○解―懈(怠る)。○休哉―すばらしい、立派だ。○服―勤め、職務。○稽首―頭を地にすりつける礼。「頓首」は頭を地に打ち付ける礼(叩頭)。○對揚―対応してその趣意を宣揚する。○辟―闢(明らかにする)。
○烝―衆(多くの)。○施―銘を刻む。○彝鼎―宗廟に供える祭器。

盤ノ銘 大戴禮ニ湯ノ几杖ノ之屬皆有レ銘此盤銘獨見ニ禮記ニ。徳作荀ノ頭注ニ日新ニシ、日日ニ新ニシ、又日ニ新ニシ。

○大戴禮―現存『大戴礼記』では「武王踐祚の章に、周武王が踐祚の後、典章とすべき古代の記載を師尚父(太公望)に尋ねた際、尚父は丹書に(黄帝または)顓頊の道の記載

がある)と対えた。丹書とは「赤爵(雀)銜(銜)ふる所の丹書」の意と伝え、武帝は三日潔斎して尚父より古の聖言を聞き、恐懼して「戒書」として日常器物に銘を刻んだとする。この銘は『大学』に見える。○几杖之屬―机と杖の類。老人の身の回りの品。○徳日新―『大学』には「苟日新、日日新、又日新」とある。

鼎ノ銘

〔春秋左氏伝、昭公七年〕一命シテ而儻、再命シテ而儻、三命シテ而俯。循テ牆ニ而走ル、亦莫ニ余ヲ二十士オ、敢侮ル。一。饘ニ於是ニ、鬻シテ於是ニ、以糊セシニ余口ヲ一。

○魯の三桓氏の一である孟僖子(もうきし)が孔子に子の孟懿子(もういし)と南宮(なんぐう)の敬叔を入門させるにつれて、孔子の祖先正考父(せいこうふ)の逸話を引いたもの。正考父は孔氏の始祖と伝える孔父嘉の父で、宋の戴武宣の三公に歴任し、上卿に至ったが、自ら身を慎んだことを銘に記したという。○儻―俯―躬(せまくまる)意。昇進するに従って抑損したことを表す。○亦―それでも。○饘―鬻―饘は濃い粥、鬻は薄い粥。粗末な食事の謂。

〔尚書・虞書・益稷〕虞載ノ之歌、既ニ煥タリニ虞謨ニ。〔尚書・夏書・五子之歌〕五子ノ之歌、又昭カナリニ夏訓ニ。作者蔚シテ起リ、各自爲スレ體。孔子ノ逍遙、接輿ガ佯狂、歌詞玉ノゴトク振フ。鮮ナヒニ其儷一哉。特ニ取ルニ二歌ヲ一。餘ハ在所ニ略スル。

○虞載―「虞」は「統ぐ・繼ぐ」意、「載」は「成す」意、続けて歌を成すこと。○虞謨―虞書、帝虞舜の事蹟を扱う。謨は謀、善言の記録。虞書には大禹謨・皋陶謨の篇を載せる。○夏訓―夏書。○五子之歌―夏の太康の五人の弟が太康の政治の墮落を嗟いた歌。○接輿―接は漢音「せふ」。慣用音「せつ」。楚の狂者を装った隱者。孔子の側を歌つて通り過ぎ、諷したという。(論語・微子) ○佯狂―頭がおかしい振りをする。○儷―仲間・同類。○在所―ここでは。

孔子ノ歌

〔礼記・檀弓上〕泰山其頽乎。梁木其壞乎。哲人其萎。ミナン乎。

○泰山其頽乎―孔子が門を逍遙しながら歌ったという。死期の近いことを寓したといわれ

る。この逸話から、頼るべき大人物を泰山梁木という。○萎む―草木が萎れる。人が疲れ弱る。

接輿方歌

〔莊子・人間世〕 莊子亦載此歌。一日、鳳兮鳳兮、何如ソ徳ノ之衰也。來世不レ可レ待、往世不レ可レ追也。雖三小有二増損、然 氣象與二論語一不レ同カラ。

論語一不レ同カラ。

追。已ナン三十丁之而已ナン而、今ノ之從レ政ニ者殆シテ而。

○増損―増減。加筆と省筆。○氣象―気性。意気。○往者―往世―過ぎ去るものと過ぎ去った世。○已而已而―やめたがよい。「已矣(やみん)」は、どうにもしかたがない意。○殆―危殆に瀕する。己を危うくする。

歌ノ之流也、又別シテ爲レ三ト。一、二日、謡。二、日、謳。三、日、謳。齊ク歌ヲ日レ謡。獨歌ヲ日レ謡。三、日、謡。周ノ謡ト、二、鸚鵡ヲ、一、龍鶉ヲ、一、城者・築者、所レ謳

不レ同カラ、國人・輿人、其ノ謡亦異ナリ。雖三皆芻詞ト、猶可ニ觀法ル。備

二見ニ左氏ニ。采ニ其尤一乎。

○鸚鵡―「左伝」昭公二十五年の経文に「有鸚鵡來巢」とある。鸚鵡は鳩鴿とも書く。百舌鳥に似て冠のある小禽。叭叭鳥(ははつちよう)、八哥鳥(はちがちょう)。魯の大夫師己(しき)は凶兆であるとした。○輿人―衆人。○芻詞―卑しい者の言。芻は草刈り人。○尤―優れたもの。

晉ノ謡

〔春秋左氏伝・僖公五年〕 丙ノ之辰(上辰當作晨)龍尾伏ス辰、均服振振、取ランニ號ノ之旂ヲ。一、鞞ノ之賁賁、天策焯焯、火中スルトキ成シテ軍ヲ、號公

其奔ラン。

○晋侯が東虢国を攻めたとき、占官の郭偃に勝敗を占わせたところ、偃が童謡を引いて勝利の予言をした話。○丙―「丙子」の誤りという。○辰―「晨」の誤り。後の本文に

「十二月丙子朔、晋滅虢」とある。○龍尾―龍尾星。二十八宿のうち東方青龍七宿の第六星。尾宿。○伏辰―「辰」は三辰(日月と北極星)。明方の陽光に隠れること。○均服―揃いの制服。軍服。○振振―盛んな貌。○旂―旗。○鞞―鞞火星。南方朱雀七宿の第三星。柳宿。○賁賁―盛大な貌。○天策―天策星。傅説星。尾宿に属する。○焯焯―薄暗い貌。○中す―南中する。

築ノ謳

〔春秋左氏伝・襄公十七年〕 澤ノ門ノ之哲、實興ニ我ガ役ヲ。一、邑中ノ之黔、實ニ慰ス我心ヲ。一、二十丁オ

○宋の平公が台(物見台)を築くことを大宰の皇国父に命じた時、役民(陳騷は一人として居るが、この役民は複数かと思われる。そのうちの一人が謳ったという意味か。)が收穫の妨げになるので皇国父を非難した歌。○澤門之哲―澤門に住む色白の奴。皇国父を指す。○邑中之黔―町中の色黒の男。子罕を指す。子罕は宋の賢大夫。徭役の延期を平王に願ったが、聴かれなかった。

輿ノ謡

〔春秋左氏伝・襄公三十年〕 取テ我ガ衣冠ヲ一而褚ヘレ之ヲ、取テ我田疇ヲ一而伍ニ之ヲ。孰カ殺スサンニ子産ヲ、吾其與セン之。我ニ有ニ子弟一子産誨フ之ヲ。

我ニ有ニ田疇一子産殖スレ之ヲ。子産ニシテ而死セバ、誰カ其嗣ガレ之ヲ。後漢ノ岑彭爲ニ魏郡ノ大守一輿人歌テ曰、(後漢書・列伝17)岑彭伝) 我有ニ枳棘一、岑君伐

レ之。我ニ有ニ蠡賊一、岑君遏ムレ之。蓋又法トル此也。

○鄭の子産を殺そうとした豊卷が逐われた後、子産はその封土を三年治め、豊卷を呼び戻して土地と税収を返してやった。国人は初めの年は子産を非難していたが(取我衣冠、吾其與之)、三年後にはその善政を誉め讃えた(吾有子弟、誰其嗣之)。○枳棘―からたちとびら。荊棘。盜賊が充滿していることの喩え。○蠡賊―蠡は蝨とも書く。稻を食い荒らす害虫。根切り虫。蝨吏の収奪を喩える。

祭ニ有ニ祝嘏一。死ニ有ニ誅論。周公ノ之制備ハル矣。祝嘏ハ尚ヒレ、欽ヲ誅論ハ

宜クレ實ナル。考ニ諸禮籍ニ、有ニ士ノ虞祭祝辭、貞惠文字シガ諡辭(一)、實ニ

作者ノ之儀表也。今取レ之ヲ。

○祝嘏—祭事の際の寿詞。○誄諡—喪祭の時の誄しのびこと。○欽—恭み敬うこと。欽慕・欽仰。○虞祭—埋葬後、家で行う鎮魂の祭。○儀表—手本、模範。

士虞ノ祝辭 [二十一丁]

哀子—父母を亡くした子。○顯相—助祭者。『詩經』大雅・清廟の例も、公卿の意ではなくこの意という。○敢用—『蔡中郎集』宗廟祝嘏辭に「敢用潔牲、一元大武、柔毛剛鬣、商祭明眎、麴合嘉蔬、鄉其、嘉薦普淖、鹹饔豐本、明粢醴酒、用告遷來、尚享。」とある。『礼記』「曲礼下」に「凡祭宗廟之禮：牛曰一元大武、豕曰剛鬣、豚曰腍肥、羊曰清滌、酒曰清酌、黍曰薺合、粱曰薺其、稷曰明粢、稻曰嘉蔬、韭曰豐本、鹽曰鹹饔、玉曰嘉玉、幣曰量幣。」とあるのが参考になる。「明眎」は明視(兔)。○剛鬣—豕(前記)。○嘉薦—『儀礼注疏』本文は「香合」とある。鄭玄は嘉薦の前に置いたのは記者の誤りであるとする。「嘉薦」は酒醴(酒)。塩漬けの野菜と肉、主な供物。○普淖—黍稷(もちきびとうるちきび)の意という。○明齊—明粢。『礼記』によれば稷だが、粢は音「セイ」の時、酒の意。『儀礼注疏』注疏は新水(新酒)の意とするが、明は「神明」であり、神明に供える酒が、漉酒は酒を注ぐことか。○禘事—代々の祖霊を宗廟に合祀すること。○某甫—某父。皇祖の字。「皇」は父母や祖先を祀る時の敬称。○適—爾は死者を指す。合祀の事を祖霊に告げる意か。

貞惠文子ガ諡辭

昔者衛國凶饑、夫子爲レ粥、與フ二國ノ之饑者ニ。是不亦惠ナラ一乎。昔者衛國有レ難、夫子以テ二其死ヲ一衛レ寡人ヲ。不亦貞ナラ一乎。夫子聽テ二衛國ノ之政ヲ一、脩ニ其班制ヲ一、以與ニ四鄰一交ハリ、衛ルニ二國ノ之社稷ヲ一。不亦文ナラ一乎。故ニ謂ハシニ夫子ヲ、貞惠文子ト。古無ニ三字ノ諡法。唐李巽爲ニ衛君ノ之亂制ト也。今取ニ其文ヲ一。故ニ不復議セ。

○貞惠文子—衛の公叔拔(文子は字)の諡。靈公の臣。本文は子の成が靈公に父の諡を乞うたのに対して公が与えた諡辭。○有難—『左伝』昭公二十年に見る衛の内乱。○聽政—政治を掌る、聴は治める意。○脩班制—位階(席次)と法制(掟)を整える。○謂ふ—名づける、呼称する。○亂制—慣例を破ること。○不復議—三字の諡が諡法の侵犯であるか否かは今は不問にし、その文章の法を参考として例に挙げる意。

傳記所載スル、古作紛然、未レ容カラニ悉ク數フ。且箕子、麥秀ノ之詩、下ニ「三才」符ヒニ「黍離」之詠ニ、箕子朝スレ周ニ。殷殷ノ之故城、盡ク生ズニ禾黍ヲ。傷テ之ヲ、作ニ「麥秀」之詩ヲ。其詩曰、「(史記・宋世家) 麥秀漸漸兮、禾黍油油。彼狡童兮、不我好仇。此與ニ「黍離」之所レ作無異ナル。黍離ノ序曰、「(詩經・王風) 黍離」周ノ大夫行テ、役三至ルニ于宗周ニ。過ニ故ノ宗廟宮室ヲ、盡ク爲ルニ禾黍ト。憫テニ「周室」ノ之顛覆ヲ、而作ニ是詩ヲ。(説苑・善説) 越人擁楫ノ之歌、上體スニ「(詩經・國風) 唐風(網繆) 網繆」之之意。鄂君與レ越同レ舟、越人擁楫ノ歌曰、「今夕何夕、得三原文下與ニ「擧」一。鄂君與レ越同レ舟、越人擁楫ノ歌曰、「今夕何夕、得三原文上與ニ「擧」一。原文上、今夕何夕、見ニ此良人、之意上下與ニ「王」一同スルヲ上レ舟、此與下網繆詩ニ言三今夕何夕、見ニ此良人、之意上同也。迎日ノ之辭、與ニ「浴詒」文一同、迎日ノ之辭曰、「(尚書大伝卷三) 維某年某月上日、明光ニ于上下ニ、勤メ施ニ于四方ニ、旁作ニ「穆穆」一。維予一人某、敬テ拜シニ「迎于郊」一、以ニ正月三十二丁、朔日ヲ、迎ニ日ヲ于東郊ニ。浴詒ニ成王稱シテ「周公」一曰、「(尚書・周書・浴詒) 惟レ公」德明光ニ于上下ニ、勤施ニ于四方ニ、旁作ニ「穆穆」一。逆レ「衡」ナルヲ。冠王ノ之頌、與ニ「士禮」ノ辭類ス。成王冠ニ周公作レ頌ヲ曰、「(孔子家語・冠頌) 令月吉日、王始テ加ニ元服ヲ、去ニ王ノ幼志ヲ、服ニ「衿」ニ、欽テ若シニ「昊命」ニ、六合是レ式トシ、率テニ爾ノ祖考ニ、永永無シテ極リ。士冠禮ニ、(儀礼・士冠礼) 始テ加祝シテ曰、「令月吉日、始テ加ニ元服ヲ、棄ニ爾ノ幼志ヲ、順ヒニ爾ノ成德ニ、壽考維祺」云々、介ニ「三」ニ、爾ノ景福ヲ。虞舜慶雲ノ之作、有虞ノ之時、有ニ「慶雲」一、百工相和。舜乃倡レ之ヲ曰、「(尚書大伝卷二) 慶雲爛兮、禮(禮

舜命ジテ禹三作二司空ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕咨禹、汝平。水土ヲ一。惟時懋（あきらむ）哉。

○咨―感嘆の声。○平水土―司空は司城ともいう。川と陸地を治める。土地と人民を司る。九官の一。九官は帝舜の代に定めたとされる九つの官。司空・后稷・司徒・土・共工・虞・秩宗・典樂・納言のうけん。歴史的には周代の六卿の一つの名称である。共工（百工を治める官）と虞（山沢を掌る官）はただ命じただけの文なので、陳騫は「古法」を窺うに足るものとして、残る七官を挙げてゐる。○維時―是。意味を強める。○懋―勉。

舜命ジテ棄二作二后稷ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕棄、黎民阻。飢。汝后トシテ稷ニ播ケ二時ノ百穀ヲ一。

○棄―姫姓。后稷。周の祖。帝嚳の元妃（正妃）姜嫄が巨人の足跡に感応して産んだ子とされ、系譜の上では堯（母は陳鋒氏の女）の異腹の兄弟に当たる。后稷はもと農業神の名だが、稷（うるちきび・高粱）百穀の代表を司る后長官として古代の官名となり、舜が姫棄をこれに任じたので后稷と称する。○黎民―無冠の者の意で一般人民。黔首（けんしゅ）。○阻―艱（なやむ）意。○時―この。○播―布（し）く、敷き施す。

舜命ジテ契二作二司徒ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕契、百姓不レ親、五品不レ遜。汝作二司徒ト一、敬テ敷レ二五教ヲ一在レ寛。

○契―殷の祖。人名としては「せつ」と訓む。湯王は十四代の後胤。帝嚳の次妃簡狄が燕の卵を呑んで産んだ子とされ、系譜の上では堯の異腹の兄弟に当たる。（帝嚳には他に姫訾〔じゆし〕氏の女との間に撃し〕があり、堯の異腹の兄に当たる。）○五品―五常・五典・五倫とも。父子・君臣・夫婦・長幼・朋友の關係と等級、その間の教えが「五教」となる。○遜―順じたがふ。○司徒―教育を司る官。歴史的には周代に設けられた。六卿の一。節は帝嚳の時にすでに司徒であり、舜は重ねてこれに任じ、寛裕を以て施策の功を期すべきことを説いた。

命ジテ皋陶二作二士ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕皋陶、蠻夷猾。夏、寇賊姦宄。汝作レ士、五刑有レ服。五服三就。五流有レ宅。五宅三居。惟明ニテ克允アレ。

○猾―乱す。○夏―中夏、華夏。自国の誇称。○寇賊―集団で劫掠・窃盜を行う者。○姦宄―惡逆。○士―治理の官。刑法を掌る。○五刑―周代の五刑は、墨・劓・剕・宮・大辟。○三就―罪の程度、または身分により、三つの場所を分けることという。○五流―五刑を宥めて流罪とした時の五種。○宅―置き場所を定めること。三種あると

いう。「列爵惟五、分土惟三。」〔尚書〕武成等の表現に類似する。○克―私曲を許さずに行う意。○允―理に適うて。

命ジテ伯夷二作二秩宗ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕咨伯、汝作二秩宗ト一、二十四工也。夙夜惟寅。直レナレヤ哉、惟清ナレ。

○伯夷―姜姓の人。舜の家臣。殷代の伯夷とは別人。○秩宗―秩は叙に同じ。物事の序列を正しくすること。秩宗は宗廟の祭祀を主り、天神・地祇・人鬼を祀る。『周礼』では宗伯と呼ぶ。○寅―恭敬・畏敬の意。

命ジテ夔二典シムルレ樂ヲ一語。〔尚書・虞書・舜典〕夔、命ジテ汝ニ典シムレ樂ヲ一。教二胄子ヲ一、直ニシテ而温。寬ニシテ而栗。剛ニシテ而無レ虐。簡ニシテ而無レ傲。詩ハ言ヒ志ヲ、歌ハ永シ言ヲ、聲ハ依レ永ニ律。和スレ聲。八音克諧。無レ相ニ奪。倫ヲ一、神人モツク和ス。

○夔―典樂の臣。○胄子―長子。嫡子。嗣子。○栗―嚴かで恭むこと。○虐―暴虐な振る舞いをする。○簡―大人らしく大まかであること。『簡傲』は粗略で傲慢の意に於た。○詩言志―『尚書』のこの言葉が「言志」としての詩の定義の初め。『詩者志之所之也。』〔詩經〕大序。『孟各言爾志。』〔論語〕公治長も同じ趣旨を述べる。○聲―声調。宮商角徵羽の音階。○律―十二律。黄鐘（くわうしよ）：大簇・姑洗・蕤賓（すゐひん）：夷則・無射（ぶえき）の六律と林鐘・南呂・應鐘・大呂・夾鐘・中呂の六呂。○八音―金石糸竹匏土革木の八種類から作られる樂器。

命ジテ龍二作二納言ト一語。〔尚書・虞書・舜典〕龍、朕聖ム下讒說。殄レ行ヲ。震レ驚ルヲ。朕師ヲ。命ジテ汝ニ作二納言ト一。夙夜出シレ納レ朕方命ヲ一、惟レ允アレ。

○龍―伝奏の臣。○聖―音「シヨク」。疾悪の意。○殄―音「テン」。滅尽の意。殄行は善行を害すること。○師―衆人の意で「もろもろ」と訓む。○納言―周の内史、漢の尚書、魏晋以後の中書門下に相当する。

美三禹ノ陳。二九功ヲ一語。〔尚書・虞書・大禹謨〕地平。天成。六府三事允二治ヲ一、萬世永頼。時レ乃ノ功ナリ。

○九功一六府(水火金木土穀)三事(正徳・利用・厚生)を整えた功績。水火云々は「財用の自ら出づる所、故に府と云ふ。」(少年漢文学叢書『易経・書経講義』)民政を安定させた功績。○地平天成「平成」の元号の由来となった。

勉シムル 二 阜陶作ラレシト 語。(尚書・虞書・大禹謨)阜陶、惟茲ノ臣庶、罔レ或レ干ス。予ガ

正ヲ 一 汝作レ士、明ニシテ 二 于五刑ヲ 一、以 彌ニ五教ヲ 一、期ニ于予ガ治ニ、刑期シテ 二 于無ニレ刑、民協ヲ 二 于中ニ。時乃ノ功ナリ。懋ヨヤ哉。

○阜陶「尚書」舜典に前出。禹が舜の後継として阜陶を推して辞讓したのを打ち消し、阜陶を呼んでその功績を称え、阜陶に土を再任させたもの。○臣庶「百官兆民を指す。○正」政。「政者正也。」(『論語』顔淵)も同様に置き換える。○彌「補佐、輔弼。○期す」目指す、心積もりをする。○協「協于中は、放逸に趨らないこと。○懋」勉・努。

又美ニ阜陶ヲ 語。(尚書・虞書・大禹謨)俾ニ原文ニレ 予從ハレ 欲 スレ 以 治リ、四方風動 スガトシ。惟乃ノ之休。

○四方風動「風が草木を靡かせるように人民を従わせる。○休」立派な功績。休黜。

舜又命スル 禹ニ 語。(尚書・虞書・益稷)臣作ニ 朕股肱耳目。予ニ 二十四ノ 欲。左ニ 右ノ 有民ヲ 一。汝翼ケヨ 予 欲レ 宣ト 二 カヲ 四方ニ。汝爲セヨ 予 欲レ 觀サレト 二 古人ノ 象ヲ 一、日月・星辰・山龍・華蟲、作レ 會クニ 宗彝ニ、藻火・粉米・黼黻ハ 締繡シ、以 二 五彩ヲ 一 彰ニシテ 二 于五色ヲ 一 作レ 服ヲ。汝明ニ 予 欲レ 聞ニ 六律・五聲・八音ヲ 一、在ニシ 二 治忽ヲ 一、以 出 中 納ニ 五言ヲ 上。汝聽ケ。予違ハク、汝弼。汝無ニ 面從シテ 退ニ 有ニ 後言ニ。

○臣「禹を指す。この前文で舜は禹を「吁、臣哉、鄰哉。」と称えている。○股肱「腿と下腕、手足。腹心の家来をいう。本文は「股肱」の典拠「耳目」も同じ。○有民「人民。有衆とも。「有」は添え字。○左右「輔導する。助け導く。○翼く「輔翼、輔佐する。○宣ぶ「宣布、発揚する。○觀す「示す、見せる。○古人ノ象「『周易』の「天地玄黄」により皇帝は冠冕を黒、裳を黄にした。また「黄帝堯舜、垂衣裳而天下治」から「垂裳・垂拱」の語が出、衣裳に天地の象を描き、秩序を保つ意を寓しようとしたようである。なお、崑崙は會宗彝と訓んでいるが、宗彝を藻火以下と並記し、模様の一とする訓み方が行われている。○華蟲「雉。○宗彝「虎と尾の長い猿。孝獸という。君舜の別号を持つ崑

崙は宗廟に常置する祭器、酒器と解したのである。○藻火「『五經圖彙』上巻に藻と火の渦紋を掲出する。それぞれ「潔」「明」の徳に当るといふ。○粉米「白米。前掲書に米粒の渦紋を描く。能く養う意とする。○黼黻「黼は黒白の斧の刃形。黻は背中合わせの弓形。「亞」字に似る。「亞」はもと「弗」の字ともいふ。音「フツ」はこれによるか。黼黻の屈は縫い取りの意で、天子の服にこれら十二の文様(十二章)が五彩の刺繍で描かれた『三礼圖』。黼は「断」じ、黻は「辨」する寓意があるといふ。○締繡「締は葛布の意、綵(し)は縫うかという。○五彩「青黄赤白黒。「五色」は絵絹に描くことという。○在「章関する察する。○治忽「治乱。忽はゆるがせにすること。○五言「詩歌で五音に適うもの。詩歌に国の治乱が表れるとする。采詩の官の発想に通じるものか。○違「道に悖る。○後言「しりうこと。面従腹背は君臣一体の義に背くと責めた。

湯制ニ 官刑ヲ 一 倅ニ 戒スル 百官ヲ 一 語。(尚書・商書・伊訓)敢有下 恒舞ヒ 二 于宮ニ 酣歌スルヲ 一 于室ニ 上。時謂ニ 卒(巫)風ト。敢有下 殉ヒ 二 于貨色ニ 一、恒スルヲ 中。于遊吹ヲ 上。時謂ニ 淫風ト。敢有下 侮レ 二 聖言ヲ 一、逆ヒ 二 忠直ニ 一、遠ケ 二 者徳ヲ 一、比スルヲ 中。頑童ヲ 上。時謂ニ 亂風ト。惟茲 三 風十 愆、卿士有レ 一 二 于身ニ 一、家 必 喪ト、邦 君 有レ 一 二 于身ニ 一、國 必 亡ト。臣 下 不レ 匡、其ノ 刑 墨。具ニ 訓ニ 于 蒙士ニ。

○官刑「官吏を取り締まる刑罰。○倅「倅は警、戒めること。○敢て「むやみに、みだりに。○酣「酒を飲んで楽しむこと。○室「奥の部屋。堂は表座敷。○巫風「かんなぎの風習。巫は祭祀に際して舞を舞った。○貨色「財貨と女色。○殉く「食つて身を滅ぼす、溺れる。○遊吹「狩りに出かけること。○淫風「度を過して悦楽を貪る風習。放蕩三昧。○耆徳「長者の教え。○比す「親近する、仲間入りする。○頑童「頑愚な若者。○亂風「道理を弁えない風習。○惟れ「発語の辞。そもそも。○愆「誤り、過ち、過失。○不匡「上の者の非理を匡さない。○蒙士「愚人、未熟な官吏。○官に就いたばかりの下士」を指すといふ。※本文は、殷の第四代太甲の冢宰(太宰、宰相)であり湯王以来の老臣である伊尹が、太甲を湯王の廟において訓戒したという章。湯王が官吏の訓戒を与えたことを説く。伊尹は次例の傳説と併せて賢相として儒家が取り上げた人物である。

高宗命スル 二 傳説ニ 一 語。(尚書・商書・説命)上 朝夕 納レ 誨ヲ、以 輔ニ 二 台ガ 徳ヲ 一。二 二十五ノ 若 金ナラバ、用テ 汝ヲ 作レ 礪ト、若 濟ラバ、二 巨川ヲ、用テ 汝ヲ 作ニ 舟楫ト、若 歲大ニ 早セバ、用テ 汝ヲ 作ニ 霖雨ト、一 啓ニ 乃ノ 心ヲ、沃ニ 二 朕ノ 心ニ 一。若 藥弗バ、二 瞑眩セ、厥疾弗レ 瘳。若 跣ニシテ、弗レ 視レ 地ヲ、厥足用テ 傷ツカシ。惟 暨ニ 乃 僚、罔シレ 不ニ 三 同

シテ心ヲ以匡サ。乃ノ辟ヲ。俾ヨ下率ガヒ。二先王三。迪二我高后ヲ。以康中兆民ヲ上。嗚呼、欽テ予ガ時ノ命ヲ、其惟有レ終一。

○高宗一般の二十二代武丁の廟号。○納誨訓誨(教え諭すこと)を進上する。○台一音「イ」音を借りて自称の代名詞に用いる。われわが(臺ではない)。○礪一砥石。○霖雨一長雨。○沃一音「オク」注ぎ入れる。○睨一目まがする。○瘳一病勢が抜け去る、病が治る。○暨一及「と」とともにの意。○辟一辟王(君主)。○率一付き従う、守り行う、做う、寄り添う、修める。率従。○高后一遠祖始祖。湯王を指す。○迪一進む、踏む、導く。こは踏襲する意。○康一済、安楽にする、安んじる。○兆民一兆は数多いこと。人民、億兆。○欽む一恭み敬う。○有終一終わりを全うする。最後まで成し遂げる。○傳説は傳説(が)の原野で土木工事に従事していたが、輔弼の臣を求めた武丁の夢に天帝の示した人物が説に似ていたことを見出され、相となった『史記』では胥靡鉄鎖につなされた囚徒だったとする。

美二傳説ガ進一レ戒一語。(尚書、商書、說命)王曰、旨哉説。乃言惟服。乃不レ良。二于言一、予罔レ聞。二于行一。

○服一従う。○罔聞于行一実行に際して適切な意見を聞くことが無かつただろう。○傳説は王命に従って、賢能を登用すべきことを説いた。「有備無患」はこの戒めの中の言葉である。

又命ズル二傳説一語。(尚書、商書、說命)下説四海之内、咸ク仰二朕德一、時乃ノ風ナリ。股肱アレバ、惟人、良臣、惟聖。昔先正保衡作二我先王一、乃曰、予弗レバレ克レ俾。二原文下三厥后ヲ。原文二惟堯舜ナラ。原文上三其心愧恥、若レ撻。二于市一。一夫不レ獲、則曰、時レ予ガ之辜ト。佑二我烈祖一、格ヲシム。二于皇天一。爾尚ク明二保レ予、罔レ俾。三(原文下)阿衡ヲ專。二(原文中)美ヲ有。二(原文上)「原文上」。

○先正一前代の賢臣、過去の賢臣。「正」は長官。○保衡一宰相。阿衡。「先正保衡」は太甲の宰相であった伊尹を指す。○先王一湯王。○作一奮い起こす。○一夫不獲一一人でも所を得ないなら。○烈祖一勲功ある先祖。湯王を指す。○格于皇天一「在昔成湯既受命時、則有若伊尹格于皇天。」(尚書、君奭)とあり、伊尹は「皇天より格(いた)る」とする。○有商一般「有」は添え字。○專美一美名を独占する。

成王命ジテ二微子一。代シムル二商ノ後一語。(尚書、周書、微子之命)乃ノ祖成湯、克ク齊聖廣淵。皇天眷佑、誕二受二厥命一。撫二民一以シ、寛マ、除ク二其邪虐一。功加リ二于時一、德垂ル二後裔一。爾惟踐二脩厥猷一、舊有二令聞一。恪慎克孝。肅一恭ス神人ヲ。予嘉シテ、乃ノ德一。曰篤シテ不レ忘。上帝時二欲ケ下民一。協一庸建二爾ヲ于上公一、尹タラシム。茲ノ東夏一。欽哉、往敷テシキ。乃ノ訓一。慎一。乃ノ服命一、率ヒ二由レ典常一、以蕃二王室一、弘メ二乃ノ烈祖一、律トシ二乃ノ有民一、永綏二厥位一、毗二予一人一、世世享ケレ德ヲ、萬邦作レ式。俾二我有周一。無レ戢一。嗚呼、往ケ哉。惟休シテ、無レ替ル一。朕命一。

○王一周成王。武王が殷を滅ぼし、成王が遺臣の叛乱を鎮圧した後、紂王の異母兄である微子啓に殷の祭祀を継がせた。○乃祖成湯一微子啓は殷第二九代の帝乙の元子(長子)。微子は封国と爵位による尊称。○齊聖一慎み深く、聡明である。齊は慎肅。○廣淵一大きく深い。○皇天一大きな天、上帝。○眷佑一慈しみ助ける。○誕一大きい。大いなる天命を蒙る意。○撫民一人民を愛しみ安んじる。○除其邪虐一桀を除いたことを指す。○猷一道。○舊一以前から。○令聞一よい評判。○恪慎一慎み深く、敬う。○肅一慎み深く、恭しくする。○嘉一喜ぶ、誉め称える。○曰一「さて。発語の辞。○篤一手厚く、固く、誠意をもつて。○敬一音「キン」。神が祭りの供物を納受する。饗一享も同じ。○祇協一丁重に振る舞い、和合する。○庸一用もつて。○建一一定める。○上公一公は長者に対する敬称。封侯の一として、王者の後裔に封地を与えた。侯の中で特に格付けした称呼。○尹一治める。また長官の意。東夏は宋を指す。宋国は微子啓に始まる。都は商丘(商邱)。陳駿の時代の宋朝は趙匡胤が宋州の節度使だったことに由来するという。○慎乃服命一そなたの服すべき命令に慎んで従うように。○率由一「そついう」と熟しても訓める。基つき従う。○典常一勤め守るべき道。古くからの掟。旧章(昔からの法制・制度)。○蕃一音「ハン」。藩屏(藩城、王室を守る垣根)。○弘む一広める。○烈祖一輝かしい功業を挙げた祖先。○有民一「有」は接頭語。有衆。○綏一妥と同じ。落ち着かせる、安定させる。○毗一音「ヒ」。輔に同じ。毗翼。○享德一享は身に受ける意。○式一憲に同じ。模範。○有周一有は接頭語。○戢一射。どちらにも音「エキ」。厭う意。○替一廢。捨てる。

封ズル二康叔一語。(尚書、周書、康誥)王ノ曰、嗚呼、敬哉、無レ作レ怨。勿レ用二非レ謀一。非レ彝。蔽二時一。忱一。不三則二敏德一。用テ、康シ二乃ノ心一。

顧ミ 二乃ノ徳ヲ、遠シ 二乃ノ猷ヲ、裕シテ 乃以レ民ヲ寧セバ、不 二汝ヲ瑕ニ 二十六丁一
殄セ。王ノ日、嗚呼、肆 二汝小子封、惟命不 二于アテセ。汝念哉。無 二我ヲ殄一。
享ケテ 明シ 二乃ノ服命ヲ、高シテ 二乃ノ聽ヲ、用 二康ジシヤ。又メヨ 二民ヲ一。

○成王の代に武庚(紂)の子を亡ぼした後、康叔を衛に封じて遺民を治めさせた。その際、周公が成王の命として康叔に下した教戒の語。康叔は、成王からは叔父、周公からは弟に当たる。康叔(姫封)は衛の始祖となった。○非謀非彝—無思慮なことや非道なこと。○蔽—決断する。○忱—誠信。○不—大いに。「是と同じく」にこととする解もある。○敏徳—敏は勉の意という。○猷—道。○裕—猷(道)裕で導く意とする解もある。また、「饒」として「ゆたかにして、おほいにして」とも訓める。○瑕—罪過を挙げて滅ぼすこと。○肆—故に。○不于常—一定不変のものではない。○享—封国を納受する。○明—疑いを無くす。「努める」意ともいう。○高聽—王命に従うことをいうか。○又—治。

命ジテ 二蔡仲ニ 爲レ侯ト語。〔尚書周書蔡仲之命〕小子胡、惟 二爾率ヒ 二徳ニ 改メ 二行ヲ、
克ク 二慎ムニ 二厥猷ヲ。肆 二予命ジテ 二爾侯タラシム 二于東土ニ。往 二即ケ 二乃ノ封ニ。敬哉。
爾 二尚クハ 二蓋ヒ 二前人ノ之 二愆ヲ、惟 二忠惟 二孝ナレ。爾 二乃 二祖文王ノ之 二彝訓ニ、無 二レ若ナル。三 二爾
無 二レ怠一、以 二垂レ 二憲ヲ、乃 二後ニ、率 二フテ 二乃ノ祖文王ノ之 二彝訓ニ、無 二レ若ナル。三 二爾
考 二ノ之 二違ガ。二 二王命ニ。一 二皇天無 二親一。惟 二徳是 二輔。民心無 二常。惟 二惠之 二懷ク。

爲レ善 二不レ同カラ、同ク 二歸シ 二于治ニ、爲レ 二惡不レ 二同ヲ、同ク 二歸ス 二于亂ニ。爾其
戒哉。慎 二ミ 二厥初ヲ、惟 二ハバ 二厥終ヲ、終 二以 二不レ 二困。不レバ 二惟 二厥終ヲ、終 二以
困窮ス。懋 二ニ 二乃ノ攸ヲ、二 二績トスル、睦 二シ 二乃ノ四隣ヲ、以 二蕃トシテ 二王室ニ、以 二和シ
二兄弟ヲ、康 二ニ 二濟シ 二小民ヲ、率 二ガヒ 二自テ 二中ニ、無 二シテ 二作シテ 二聰明ヲ。一 二亂ニ 二二十六丁一
舊章ヲ、上 二詳シ 二乃ノ視聽ヲ、一 二罔 二以 二側言ヲ。改 二レ 二厥度ヲ、則 二予 二一人 二汝
ヲ嘉セ。王ノ日、嗚呼、小子胡、汝往哉。無 二レ荒一 二棄スル一 二朕ガ命ヲ。

○群叔の反乱で郭郷に幽閉した蔡叔の子仲に対して、周公が蔡の封土を与え、成王の命として伝えたもの。○胡—蔡仲の名。○蓋—覆い隠す。見えなくして忘れさせる意か。○適迹—古人の優れた事蹟を実践する。適は践み行い、努める、優れた意。○自—基礎づく、用いる。○彝訓—模範となる教え、常に守るべき軌範。○皇天無親—天道無親等として、諺だつたようである。○攸—功績とすべきこと。○兄弟—同姓の諸

侯を指す。○康濟—康保、安んじて救う。○率自中—中道に依拠する。「率自」で「率由(そつゆう)」の意という。○舊章—古からの掟、しきたり、章は典章。○側言—中正を失つて偏つた言説。○度—法度。○荒棄—破り捨て、忘れ去る。

董 二正スル 二百官ヲ 一語。〔尚書周書周官今予小子、祇 二勤メテ 二于徳ヲ、一 二夙夜シ 二トモ不
レ逮バ。仰 二テ 二惟ヒ 二前代ヲ、時 二若ガヒ 二訓フテ 二迪ム 二厥官ヲ。立 二太師 二太傅 二太保ヲ。茲
惟 二三公、論シ 二道ヲ、經 二レ邦ヲ、變 二レ邦ヲ、理 二陰陽ヲ。官 二不 二必シ 二モ 二備ハ、惟 二其ノ 二人ヲス。
少師 二少傅 二少保ヲ、日 二三孤ト。貳 二レ公 二弘メ 二化ヲ、寅 二亮シ 二天地ヲ、弼 二予 二一人ヲ
一。冢宰 二掌リ 二邦治ヲ、統 二ベ 二百官ヲ、均 二ス 二四海ヲ。司徒 二掌リ 二邦教ヲ、敷 二
五典ヲ、擾 二ラグ 二兆民ヲ。宗伯 二掌リ 二邦禮ヲ、治 二神人ヲ、和 二ス 二上下ヲ。司馬 二掌
二邦政ヲ、統 二六師ヲ、平 二ス 二邦國ヲ。司寇 二掌リ 二邦禁ヲ、詰 二メ 二姦慝ヲ、刑 二
暴亂ヲ。司空 二掌リ 二邦土ヲ、居 二キ 二四民ヲ、時 二ナリ 二地利ヲ。六卿分 二レ 二職ヲ、各
率 二テ 二其 二屬ヲ、以 二倡ナヒ 二九牧ヲ、一 二阜 二成 二兆民ヲ。一 二二十七丁一 二云云。

○董正—董は督の意。治め正す、取り締まる。○小子—自己の謙称。○夙夜—朝晩。朝早くから夜遅くまで。○迪—迪の俗字。践み行う。○太師—太傅—太保—周の三公。職掌は補佐教導とある。『大戴礼』では、太師に太公望、太傅に周公旦、太保に召公奭を充てたとする。○變理—和らげ治める。調和させる。○貳—副。三公の副官である。○少師—少傅—少保—周の三孤(三少)。少は副官をいう。○貳—副。三公の副官である意。○寅亮—慎み助ける。○冢宰—天官大宰。六卿の最高位。国政を掌り、百官を統率する。『周礼』には、天官大宰・地官大司徒・春官大司馬・夏官大司馬・秋官大司寇・冬官大司空を六卿とする。○五典—五教・五倫。父子親・君臣義・夫婦別・長幼序・朋友信。○擾—安んじる。反訓の例。○政—征伐。○六師—六軍。天子の軍隊。○禁—禁獄。○詰—治める。○姦慝—邪悪な者。○掌土—土木事業を管掌する。○時—ちようどよい時に行う。水利を掌つて、四季の收穫につなげる。○倡—先導する。率先する。○九牧—九州の長官。○阜成—育てて盛んにする。繁栄させる。

命ジテ 二君 二陳ニ 二尹タラシムル 二茲ノ 二東郊ニ 一語。〔尚書周書君陳君陳惟爾令徳孝恭、
惟孝シテ 二友ナリ 二于兄弟ニ。一 二克 二施ス 二有政ニ。命ジテ 二汝 二尹シム 二茲ノ 二東郊ニ。敬哉。
昔 二周公師 二保トシテ 二萬民ニ、民 二懷ク 二其 二徳ニ。往 二慎シ 二乃ノ 二司ヲ、一 二茲 二率ヒ 二厥常ニ

一、懋^こ昭^{てい}三^{さん}周^{しゅう}公^{こう}之^の訓^{しん}ヲ^ハ、惟^こ民^{たみ}其^の又^{また}ヲ^{ラン}。我^{われ}聞^きク曰^{いはく}、至^し治^ち馨^{けい}香^{かう}感^{かん}ズ^ニ于^し神^{しん}明^{めい}ヲ^ハ。黍^{しよ}稷^{こく}非^かレ^ハ馨^{きん}、キ^ニ明^{めい}德^{とく}惟^た馨^{しん}。爾^{なんぢ}尚^{なほ}クハ^の式^{しき}ト^リテ、二^に時^{とき}周^{しゅう}公^{こう}之^の猷^いヲ^ハ三^{さん}訓^{しん}ハ^シ。惟^こ日^{にち}二^に孜^し孜^しト^シテ、無^なシカ^レレ^バ二^に敢^あて^い豫^よス^ル。一^一凡^{おほ}ソト^未レ^レ見^みレ^バ聖^{せい}ヲ^ハ、若^{ごと}ク^レ不^あレ^バ克^あレ^バ見^みレ^バ。既^{すで}ニ見^みレ^バ聖^{せい}、亦^{また}不^あレ^バ克^あレ^バ。由^{よし}レ^バ聖^{せい}、爾^{なんぢ}其^の戒^{かい}哉^や。爾^{なんぢ}惟^た風^{ふう}下^か民^{たみ}惟^た草^{そう}。圖^ずテ厥^{その}政^{せい}ヲ^ハ一^一莫^なカ^レレ^バ不^あレ^バ艱^あレ^バ。有^あレ^バ廢^{はい}有^あレ^バ興^{きん}、出^い出^い自^{より}自^{より}二^に爾^{なんぢ}ノ師^しヲ^ハ一^一虞^よレ^バ庶^{しよ}言^{げん}同^{どう}ク、則^{すなはち}釋^{しやく}爾^{なんぢ}有^あレ^バ嘉^か謀^{ぼう}嘉^か猷^い、則^{すなはち}入^い告^こ二^に爾^{なんぢ}ノ后^{こう}ヲ^ハ内^{うち}ニ、爾^{なんぢ}乃^{しか}順^{じゆん}ヘ^テ之^の于^を外^{そと}ニ、日^ひ斯^{ごと}ク謀^{ぼう}斯^{ごと}ク猷^い、惟^た我^{われ}后^{こう}之^の德^{とく}、嗚^あ呼^い、人^{じん}臣^{しん}咸^{みな}若^{ごと}クナ^レレ^バ、時^{とき}く、惟^た良^{りやう}顯^{けん}ナ^ルニ^ニセ^テナ^リ哉^や。

○君陳一成王が東方の諸侯を治めさせた臣。○有政一有は接頭語。○東郊一東土。西の宗周に対して成周を指す。○尹一長官。棒を手に執り、指揮する意の会意文字。○師保一教え導く者。太保・太傅と関わりのある語か。○常一典常。決まった掟。○至治一戦国時代の用語かという。○馨香一徳化の名声が伝わることの喩え。○逸豫一逸楽。予は遊ぶ意。余暇は古く暇予ともいった。○由一用。○爾惟風下民惟草。『論語』孟子に同意の語あり。民草の語源とあるいは関連するか。○出入自爾師虞。『礼記』緇衣篇に「君陳曰、『出入自爾師虞、庶言同。』」とある。政令を出すは、師(衆庶)と慮り(あらかじめ考える)、釋(糸口を探り求めて施行する)。○爾有。『礼記』坊記篇に「君陳曰、『爾有嘉謀嘉猷、入告爾君于内、女乃順之于外、曰此謀此猷、惟我君之德、於乎、是惟良顯哉。』」とあり。前例と合せて、元来は君陳自己の発言を成王のものとしたという。○若時一若是。○良顯一善良な頭官。

康王告^{かうわうこく}二^に諸^{しよ}侯^{こう}三^{さん}語^ご。昔^{むかし}君^{きみ}文^{ぶん}武^ぶ不^ふレ^バ平^{へい}富^ふ、不^ふレ^バ務^むレ^バ咎^{とが}。一^一底^{いた}シテ^二至^{いた}ル^一齊^{せい}信^{しん}ヲ^ハ。用^{もち}テ^二昭^{せう}二^に明^{めい}ナ^リ于^{てん}下^に。則^{すなはち}亦^{また}有^あレ^バ下^か熊^{くま}羆^ひノ士^し、不^ふレ^バ二^に心^{しん}ナ^ラ一^一之^の臣^{しん}上^{じやう}、保^{たも}ト^ス又^{また}王^{わう}家^かヲ^ハ、用^{もち}テ^二端^{たん}ス^ニ命^{めい}ヲ^ハ于^{てん}上^{じやう}帝^{てい}ニ。皇^{きやう}天^{てん}用^{もち}テ^二訓^{しん}ガ^フテ^二厥^{その}道^{みち}ニ^一付^つ一^一界^{かい}四方^{しやう}ヲ^ハ。乃^{しか}命^{めい}建^{けん}レ^バ樹^{じゆ}ル^レ屏^{へい}ヲ^ハ、在^あレ^バ我^{われ}後^{のち}ノ人^{ひと}ニ。今^{いま}予^が二^に伯^{はく}父^ふ、尚^{なほ}胥^{あひ}暨^あ三^{さん}顧^こ三^{さん}綏^{すい}爾^{なんぢ}先^{せん}公^{こう}之^の臣^{しん}、服^{ふく}ス^ル于^{てん}先^{せん}王^{わう}ニ、雖^いレ^バ二^に爾^{なんぢ}ノ身^み在^あレ^バ外^の、乃^{しか}心^{しん}罔^な不^あレ^バ在^あレ^バ三^{さん}王^{わう}室^{しつ}ニ、用^{もち}テ^二泰^{たい}シテ^二恤^{しよ}厥^{その}若^{ごと}ク、無^なレ^バ遺^いス^ニ二^に鞫^く子^し、羞^{はづ}レ^バ一^一。

○『古文尚書』康王之誥は『今文尚書』では顧命に合せる。顧命は先王の遺命の意。周成王が病死し、即位した康王が群臣に教戒した語。○不平富一帝王の遺業として国を平らかにし、富ませた。○不務咎一「務」は悔。「咎」は「窮」に通じ、窮民を侮らなかつたと

する解もある。○底至一成し遂げた。○熊羆之士一勇猛な士。○保又一助け治める。○端一正す。「端」はじめて上帝に命ぜらる。「と」する解もある。○訓一順従う。○付界一与える。賜う。○屏一藩屏。○在一任せる。群雄割拠の有様を踏まえるか。○伯父一諸侯に対する称呼。○胥一相。○暨一音「キ」及与。○顧綏一心を寄せて安んじる。○奉恤一親愛を寄せる。○若一従う。○鞫子一鞫は若い、幼い。の意。康王を指す。

命^{めい}ジテ^二畢^{ひつ}公^{こう}ニ^一保^ほ二^に釐^りセ^シム^ル東^{とう}郊^{かう}ヲ^ハ一^一語^ご。二^二右^う先^{せん}王^{わう}ヲ^ハ一^一綏^{すい}二^に定^{てい}厥^{その}家^かヲ^ハ、恣^しミ^テ二^に殷^{いん}ノ頑^{くわん}民^{たみ}ヲ^ハ、遷^{うつ}シ^テ二^に洛^{らく}邑^いニ^一、密^{みつ}ニ^二邇^いセ^シメ^ル王^{わう}室^{しつ}ニ^一、式^{しき}化^{くわ}ス^ニ厥^{その}訓^{しん}ニ。暨^す當^{たう}作^{さく}既^き頭^{とう}注^{しゆ}曆^{りき}三^{さん}紀^き一、世^よ變^{へん}風^{ふう}移^{うつ}リ、四^し方^{はう}無^なレ^バ虞^よ、予^{われ}一^一人^{ひと}以^もテ^二寧^{ねい}シ^ニ。道^{みち}有^あレ^バ二^に升^{しやう}降^{かう}一^一、政^{せい}由^{よし}テ^二俗^{ぞく}ニ^一革^{かく}ム。不^ふレ^バ臧^{たく}トセ^ニ、厥^{その}臧^{たく}ヲ^ハ一^一民^{たみ}罔^なレ^バ攸^し勸^{くわん}。惟^た公^{こう}懋^{もう}レ^バ德^{とく}、克^{かつ}勤^{きん}メ^ル二^に小^{せう}物^{ぶつ}ヲ^ハ、弼^{りやく}ニ^二亮^{りやう}シ^ニ三^{さん}十八^{じゅうはち}ト^ス四^し世^{せい}ヲ^ハ、正^{せい}シ^テレ^バ色^{しき}ヲ^ハ率^{すう}レ^バ下^{した}ヲ^ハ、罔^なレ^バレ^バ祇^しミ^ニ二^に師^しト^ス言^{げん}ヲ^ハ。嘉^か績^{しん}多^たナ^リ二^に先^{せん}王^{わう}ヨ^リ。予^{われ}小^{せう}子^し垂^し拱^{こう}シ^テ仰^{あう}レ^バ成^{せい}。王^{わう}曰^{いはく}、嗚^あ呼^い、父^ふ師^し、今^{いま}予^が祇^し命^{めい}ス^ルレ^バ公^{こう}ニ^二以^もテ^二周^{しゅう}公^{こう}ノ事^{こと}ヲ^ハ一^一。往^ゆ哉^や。云^い云^い。

○康王が畢公に命じて東郊を統治させたときの誥命。○保釐一保ち釐れおさめる、統治する。○左右一輔弼。○綏定一安定。○恣一音「ト」。慎む。○頑民一頑迷な人民。周の徳化に応じない遺民。○洛邑一洛陽。成周。周公が殷の遺民を抑え、移住させるために鎬京の東郊に建設した。平王がここに東遷して以後の周を東周という。漢代に洛陽と改称。因みに、平安京の東側(左京)を洛陽城と称したことから京洛の称呼が出来た。○密邇一近接。○式一音「シヨク」。それ。以て、発語の辞。○三紀一紀は「十二年」星(木星)が十二年で天を一周するところから呼ぶ。○以一甚だの意というが、「ゆるむ」とも訓める。○臧一音「ザウ」。善。「臧否」は善悪の意。○勸む一勸は音「ケン」。励む。勉勵する。喜んで従う、進んで善に趣く意。勸業・勸農等の例あり。○勤小物一瑣細な事にも精を出す。○弼亮四世一文武成康の四代を輔佐する。○正色一謹厳な振る舞いをする。○言一周公の言。○垂拱一袂を垂れ、手を拱いて礼する。○仰成一その成業を敬仰する。○父師一太師の敬称。○周公之事一東郊の統治を指す。

穆^{ぼく}王^{わう}命^{めい}ジテ^二君^{くん}牙^がニ^一爲^なス^ニ大^{だい}司^し徒^とト^ス一^一語^ご。昔^{むかし}君^{きみ}文^{ぶん}武^ぶ不^ふレ^バ平^{へい}富^ふ、不^ふレ^バ務^むレ^バ咎^{とが}。一^一篤^{あつ}シ^ニ忠^{ちゆう}貞^{てい}ヲ^ハ、服^{ふく}ニ^二勞^{らう}シ^テ王^{わう}家^かニ^一、厥^{その}有^あレ^バ二^に成^{せい}績^{しん}、紀^きス^ニ于^{てん}太^{たい}常^{じやう}ニ^一。惟^こ予^が小^{せう}子^し、嗣^し守^{しゆ}文^{ぶん}武^ぶ成^{せい}康^{かう}遺^い緒^{しよ}ヲ^ハ、亦^{また}惟^た先^{せん}王^{わう}ノ臣^{しん}、克^{かつ}左^さ右^うヲ^ハテ^二亂^{らん}ム^ニ四^し方^{はう}ヲ^ハ。心^{しん}ノ之^の憂^{いう}危^き、若^{ごと}ク下^か踏^{ふみ}二^に虎^こノ尾^びヲ^ハ一^一。涉^{せつ}ガ^フ中^{ちゆう}于^{てん}春^{しゆん}水^{すい}上^{じやう}。今^{いま}命^{めい}ス^ルレ^バ爾^{なんぢ}予^が翼^{よく}ケ^テ作^{さく}二^に股^こ肱^{こう}心^{しん}膂^{りよ}ト^ス、績^{しん}ニ^二乃^なノ

之有焉。抑臣願ハ君安ジテ二二十九日一其樂一而思レ其終一也。云云。書曰、居テ安ニ思フ危ヲ思ハバ則有レ備、有レ備無レ患。敢以レ此規。

○愿一邪心。○靈一すぐれた精神。威光。○二三子一諸子。○思其終一この樂しみがいつまで続くかと思う。○書曰一前半は尚書に見えない。後半「有備無患」は、尚書・商書・説命中に見える。○規す一戒めを与える。規箴とする。忠告申し上げる。

晉ノ張老辭スルレ卿ヲ語。〔國語 晉語七〕臣不レ如二魏絳ニ。夫絳ガ之智、能治二大官ヲ

一。其仁可下。以利シテ二公室ヲ一不レ上レ。忘、其勇不レ疚シカラニ於刑ニ、其學不レ廢セ。其先人之職ヲ一。若在ニ卿位ニ、外内必平ナラン。

○晋悼公が張老を新軍の佐卿に任じようとしたのを辞退した語。魏絳が新軍の佐になり、張老は中軍司馬になった。○張老一晋の悼公の家臣。○治大官一大官の任に堪える。○不疚於刑一刑罰を受けても躊躇しない。

衛ノ太叔文子謝スルレ罪ヲ語。〔春秋左氏伝 襄公二十五年〕臣知レリ罪矣。臣不佞、不レ能下負ニ

一。從テ扞中牧圍上。臣ガ之罪一也。有出者、有居者、臣不レ能下貳少。通二内外之言一。以事一君。臣ガ之罪二也。有二罪、敢忘一其死一。

○太叔文子一姓姫氏太叔また世叔。名儀、文は諡号。衛の大夫。襄公十四年（紀元前五五二）、衛献公が孫林父に国を逐われた時、太叔儀は国に残り、同母弟の公子鱒（子鮮）は献公に従つて齊に逃亡した。衛を見舞つた魯の使者厚成叔は帰国復命後、臧武仲に向かつて「或撫其内、或營其外。能無歸乎。」と言つて、献公の復命を予言した。○不佞一佞は口巧者で気が回る。不佞は口下手。不調法の意。自己の謙称ともなる。○羈綏一主君の馬の面懸（おもが）い一羈（を）つなく一繩（綏は俗字）。○牧圍一牛馬を飼育する者。牧者と圍者。○扞一防ぎ守る。○貳一二心を持つ。背信行為を行う。裏切る。「そむく」とも訓む。○有出者、有居者一太叔兄弟の義心を目指す。鱒は衛の名族の甯喜に議つて

献公の復命を進めた。太叔儀は甯喜が献公を受け容れたのを嘆いて、甯一族が亡びることを予言した。帰国復命後の献公が太叔儀を責めた時、例文のように対えて太叔儀は国外へ出ようとしたが、献公は引き留めた。この部分は、同母の兄弟でも、相通じずに各々の主君に事えたことを指す。鱒は甯喜の死を悲しんだ大夫の石悪せきあくが宋に出奔したのを聞いて自身も晋に奔り、献公の信義の無さを詰つて二度と官に仕えずに死んだ。甯喜の専横を憎み、これを殺した公孫免餘（べんよも、献公が卿に任命しようとするを辞退し、太叔儀こそ「不貳」だからとして卿に推薦した。○敢忘一「不」なしに反語に読む例。

鄭子産辭スルレ邑ヲ語。〔春秋左氏伝 襄公二十六年〕自レ上以下、降殺レ之。以スレ兩ヲ禮也。臣ガ之位、在レ四。且子展之功也。臣不三敢及二賞禮ニ。請辭レ邑ヲ。

○鄭伯が陳に攻め入つた軍功を賞して、元帥の子展に車服の他、八邑を与えた。また子産には車服の他、六邑を下賜しようとした。それに対して子産は上席から順に二つずつ減らすのが礼であり、自分は第四位なので邑を辞退すると言つたもの。

衛公孫免餘辭スルレ邑ヲ語。〔春秋左氏伝 昭公二十七年〕惟卿備二邑邑ヲ一、臣六十ナリ。三千工也。下有ハ二上ノ祿ヲ一。亂也。臣弗二敢聞一レ命。且甯子惟多レ邑。故二死ス。臣懼クハ死ノ之速ニ及ンテ一也。

○前掲、太叔文子の注で、公孫免餘が太叔儀を卿に推薦した文の前段、衛献公が甯喜を誅殺した免餘に邑六十を与えようとしたのを辞して半分だけ受け、少師となった。○甯子一甯喜。九代続いた衛の大夫。

齊ノ晏子辭スルレ更レ宅ヲ語。〔春秋左氏伝 昭公三年〕君之先臣容ル焉。臣不レ足ニ以嗣一レ之。於テレ臣後レリ矣。且小人近レ市、朝夕得レ所レ求ル。小人之利也。敢煩二里旅一。

○晏子一晏嬰。晏平仲と尊称される。齊の靈公・莊公光・景公に歴任した。○君一景公。○先臣一晏嬰の父、晏弱（晏桓子）。○小人一自身の謙称。○市一市場。○里旅一町の衆人。

衛子魚辭スルレ從レ會ニ語。〔春秋左氏伝 定公四年〕臣展二四體ヲ一、以率ガフニ

舊職ニ。猶懼ハ不シテ給セ、而煩サンコトニ刑書ヲ一。若又共セバ、徼ニ大罪ヲ一也。且夫祝ハ社稷ノ常隸ナリ、社稷不レ動、祝不レ出レ境ヲ。官ノ之制也。若嘉好ノ之事、臣無レ事焉。

○展四體一あらん限りの力を尽くす意。○舊職一大祝の職。○不給一不足。○刑書一刑罰の書。○二一一大祝の本職と会合の供人の役。○社稷一土地の神と穀物の神。○常隸一不斷に仕える微賤の官。○境一国境。楚の召陵での会合に出られないこと。出陣の時でもなければ社の二神体を動かさない」と訴えた。○嘉好之事一諸侯の交誼を図

鄭子産辭スルレ邑ヲ語。〔春秋左氏伝 襄公二十六年〕自レ上以下、降殺レ之。以スレ兩ヲ禮也。臣ガ之位、在レ四。且子展之功也。臣不三敢及二賞禮ニ。請辭レ邑ヲ。

るめでたい会盟の行事。 ○無事―出番が無い。

陳ノ敬仲辭スルレ卿ヲ語。〔春秋左氏伝、莊公二十二年、羈旅ノ之臣、幸、若獲テ有テ及、二於寛政、一、赦シテ、二其不、一、閑、二於教訓、一、而免、二於罪戾、一、弛、二於負擔、一、君ノ之惠也。所レ獲多シ矣。敢、辱、メテ、二高位、一、以速、二官ノ謗、一。請、以レ死告。〕

○陳の公子完(字敬仲)は太子禦寇殺害に關係して齊に出奔した。齊桓公が敬仲を卿に任命しようとしたので、敬仲は辞した。○羈旅の臣―他国に身を寄せている臣。○有―赦免、宥恕。○及寛政―寛大な取り扱いに与る。○閑―ならう。熟達する。ここでは、道理をよく弁えない(罪人の身)の意。○罪戾―罪科。○弛―緩める、廢する。○辱―「かたじけなくす」という訓みもあるが、拜謝でなく辞謝なので本例のように訓む方がふさわしい。○速―まねく、めす、よぶ。不速の客の例あり。○請以死告―命をかけた言上する意。○遠回して抽象的な言い回しは、謙讓表現の例か。

齊ノ威公對三賜レ胙ヲ無シムルニ。〔三十丁ウ〕下リ拜スル。一語。〔春秋左氏伝、僖公九年〕

天威不レ違レ顔、咫尺、小白余敢、貪、二天子ノ之命、一、無、二下リ拜スル。一。恐ハ賢、二越、一、當、作、恐、隕、越、之、(手)下、(頭注)不、(手)下、二、以、遺、二天子ノ羞、一。敢、不、二下、拜、一。

○周襄王は、齊桓公の援助の下に即位した。魯では僖公九年に当たる。襄王は宗廟の祭に供えた胙を桓公に賜った。桓公が老年なので位一級を下賜し、堂下に降りて拝する礼(下拜)を免じたのに感激の意を表した桓公は、例文のように対えて、下拜の上、改めて堂に登つて胙を受けた。○威公―この年、桓公は葵丘に諸侯を会盟し、覇者となったが、襄王が桓公に胙を賜った時の使者宰孔は事実上襄王を蔑した会盟を憤り、晋献公には参加しないように勧めたので献公は加わらなかった。春秋五覇の筆頭としての桓公の威力をいう語か。避諱かともいう。○胙―音「ソ」と読むときは、ひもろぎ(供物)の意。○天威―天子の威光。○顔―顔、顔。○違―去る、離れる。○咫尺―非常に近い距離。咫は周代の長さの単位で、約18cm。二咫尺を辨せず―はとも暗いこと。二咫尺の地―は狭小の地の意。『新釈漢文大系』では、「不、違、顔咫尺」と訓む。○小白余―桓公は姜姓で諱を小白といった。○敢―無く、敢不―ともに反語の形。○隕越―殞越とも書く。下に転がり落ちること。○『史記』齊太公世家には、その後、桓公が封禪の儀を行おうとして管仲に止められるという話を伝えている。

齊ノ管仲辭スル、下、莊王以、二上卿ノ禮、一、饗スルヲ。上語。〔春秋左氏伝、僖公十二年〕臣、賤

有司也。有、二天子ノ之、二守國、一、高、在、一。若、節、二春秋、一、來、テ、承、二王命、一、何、以、禮、セン、焉。陪、臣、敢、辭、ス。

○管仲―齊桓公の命で戎と周王を和解させた。周莊王は管仲の功に対して上卿の礼遇をしようとした。○二守―侯伯の国に三卿あり、二卿が上卿、一卿が下卿だった。齊にはすでに国氏・高氏の二卿がいた。○節春秋―春秋の二回、天子(周王)に見えること。○陪臣―周に対して家臣の又家臣である、ことをいう。

莊王命、ズル、二管仲、一、一語。〔春秋左氏伝、僖公十二年〕舅氏、余、嘉、二乃ノ勲、一、應、二乃、懿德、一、謂、二督、一、不、レ、忘、往、踐、二乃ノ職、一。無、レ、逆、二朕、一、命、一。

○舅氏―舅は諸侯が異姓の大夫に用いる呼称。天子が諸侯を呼ぶ時には「伯舅」を敬称とする。○懿德―美德。立派な功績の意。○應―報いる。○督―(自ら)戒める。○踐乃職―下卿の職分を務める。○朕命―管仲は下卿の礼を受けて齊に戻った。

鄭ノ燭之武辭スル、二文公ノ使、一、レ、見、二秦穆公、一、一語。〔春秋左氏伝、僖公三十年〕臣、ガ、之、壯、ナル、也、猶、不、レ、如、人、一。今、老、タリ、矣、無、二能、一、爲、一、也、已。

○燭之武―鄭の大夫。文公に冷遇されていたが、秦伯と親しく、鄭を東道主(うだしのしゆ)(道案内役)とする条件で秦軍を撤退させた。

楚ノ子西辭、レ、爲、二商公、一、一語。〔春秋左氏伝、文公十年〕臣、免、二於死、一。又、有、二讒言、一。謂、二臣、將、ト、一、逃、一。臣、歸、二死、一、於、司、敗、一、也。

○子西―楚の大夫。門宜申とうぎしんの字。僖公二十八年紀元前六三年)の城濮の役で左將だったが、敗績大敗して縊死しようとしたところを成王に宥められたが、商公に格下げされた。それを恨んでか、楚都郢都に入ろうとしたところを渚宮にいた成王に見咎められた際に、例文のように分疏した。王は子西を工尹とした。子の穆王のときに弑逆を企てて殺された。○歸死於司敗也―司敗は楚で司寇に相当する官。叛臣の汚名を着るよりは、司法官によつて死罪になろうとした、の意。

晉ノ平公策、二命、一、スル、レ、鄭、ノ、公孫段、一、一語。〔春秋左氏伝、昭公三年〕子、豊、有、レ、勢、二於晉國、一。余、聞、テ、而、弗、レ、忘、賜、二汝、二州田、一、以、胙、二、三、丁、一、也、乃、舊、勲、一。

晉ノ平公策、二命、一、スル、レ、鄭、ノ、公孫段、一、一語。〔春秋左氏伝、昭公三年〕子、豊、有、レ、勢、二於晉國、一。余、聞、テ、而、弗、レ、忘、賜、二汝、二州田、一、以、胙、二、三、丁、一、也、乃、舊、勲、一。

○晏子の宅を辞する語に続く節。欒氏が滅んだ後、十年以上州という縣は所有者がいなかった。韓宣子は鄭伯に随行した公孫段・伯石の行動が礼に適っていたのを晋侯が称した際、州の地を与えることを勧め、将来、詰みのある豊氏(伯石の家)が土地を返上した際、これを譲り受けようとした。○策命―策書き付け、爵命を与えるて命ずること。○子豊―公孫段の父の名。○勞―功勞。○胙(音「サク」)報いる。○舊勳―昔の(父親の)勳功。

晋 祁奚薦テ子為三軍尉一語。〔國語 晉語七〕人有言曰、擇ハレ臣、莫若ハレ君、擇ハレ子、莫若ハレ父。午ガ之少カキ也、婉ニシテ以從レ令、遊ニ有ハレ郷、トコロ〔晉語註〕郷、休亮反―頭注、處ニ〔晉語註〕處、敵、呂反―頭注、有レ所。好テ學ヲ而、不レ戲。其壯ナル也、彊志ニシテ而用レ命、守テ業、而、不レ淫。其冠スル也、和安ニシテ、而好ミ敬ヲ、柔ニ惠テ小物、而鎮ニ定ス大事。有ニ直質、而無ニ流心。非レバ義、不レ變。非レ上ニ不レ舉。若臨マバ、二大事ニ、其可ニ以賢サルニ於臣ニ也。臣請薦レ所ニ能擇、而君比義セヨ焉。

○軍尉―軍政長官。○午―祁奚の子の名。○婉―素直で従順なこと。○郷―郷。目的地が決まっていること。勝手に出歩くことをしない意。○処―家でも居場所を決めて、起居の振る舞いが正しい意。○彊志―強識。物覚えがよいこと。○守業而不淫―学業をおさめて、正学でない学問に渡らない意。○柔惠小物―目下の者を安んじしむ意。○流心―放心。放肆な性質。○非上不舉―「上」は「止」の誤りという。分に応じたことではなければ挙用しない意。○臣―私。祁奚を指す。○比義―比議。比較考量すること。

晋 狐偃辭スルレ卿ヲ語。〔國語 晉語四〕毛ガ之智賢レリニ於臣ニ。其、齒又長ゼリ。毛也、不レ在レ位、不ニ敢聞レ命。注ニ偃ハ毛ガ之兄。

○晋文公が齊桓公と共に覇者の名に輝いたのは、狐偃(子犯)の建築によった。文公が趙衰(ちようし)を上卿に任じようとした時に、趙衰は三讓して賢臣を勧めたが、その中に晋公の義父である狐偃がいた。狐偃は兄弟とも伝える(の)狐毛を推薦した。この簡潔な辞讓文を陳賤は首に置いたものか。趙衰・狐偃・賈佗(かた)は晋の文公(重耳)の傅として三材(さんざい)と称せられた。「晋公子(略)父三事、趙衰ニ、師ニ事、狐偃ニ、而長ニ事、賈佗ニ。」(晋語四) 趙衰の辞讓の文は後出。

韓獻子為三子無忌ガ一辭スルニ公族大夫一語。〔國語 晉語七〕厲公ノ之亂ニ、無忌

備テ二公族ニ、不レ能レ死スル、臣聞ク之ヲ曰、無ニ功庸ノ者、不ニ敢居ニ高位ニ。今、無忌智不レ能レ匡ス、レ君ヲ使、至ニ三十一丁、於難ニ、仁不レ能レ救、勇不レ能レ死スル、敢辱ニ君ノ朝、以忝シムニ韓ノ宗ヲ。請フ退ケン也。

○韓獻子―韓厥。晋悼公の執政。○無忌―韓厥の長子、悼公の公族大夫だった。○厲公之亂―厲公を正卿・中軍の將である欒書(欒武子)と次卿・中軍の佐である中行偃(荀偃)が弑逆した事件。欒書は事変後、正卿を韓厥に譲った。○備公族―公族の数に入る。韓氏は晋公と同じく姫姓。○功庸―國家に対する功績と人民に対する功績。○辱・忝―共に「はづかしむ」意で、意味の軽重がある。○宗―宗族。一族。○退―退ける。

晋 趙衰辭レ卿ヲ語。〔國語 晉語四〕欒枝ハ貞慎、先軫ハ有レ謀、胥臣ハ多聞ナリ。皆可ニ以爲レ輔。臣弗レ若也。

○晋文公が趙衰を上卿に任じようとしたが、趙衰は重ねて辞した。晋公は趙衰の言を納れ、欒枝を三軍のうちの下軍の將とし、先軫を補佐とした。また、元帥の卻縠(けこ)が死んだとき、先軫を後任とし、胥臣を下軍の補佐とした。○欒枝―欒貞子。晋の大夫。○貞慎―誠実で慎重なこと。○先軫―原軫。晋の將。○胥臣―白季。賈佗のことをいいうらしい。晋公の公族。

齊 鮑叔辭レ宰ヲ語。〔國語 齊語〕臣君ノ之庸臣也。君加テ二惠ヲ於臣ニ、使レ不ニ凍餒セ、則是君ノ之賜ナリ也。若必ニ治ニ國家ヲ、則非ニ臣ガ之所ニ能スル也。若必ニ治ニ國家ヲ、則管夷吾乎。臣ガ之所レ不レ若ニ夷吾ノ者、五。寬惠、柔ズル、レ民ヲ、弗レ若也。治ニ國家ヲ、不レ失セニ其柄ヲ、弗レ若也。忠、信、可レ結ニ於百姓ヲ、弗レ若也。制シテニ禮義ヲ、可レ法ルニ於四方ニ、弗レ若也。執ニ二枹鼓ヲ、立ニ於軍門ニ、使ニ原文下ニ百姓ヲシテ(原文二)加レ(原文上)勇焉、弗レ若也。

○齊の襄公の繼承争いで敗れ殺された公子糾(きょう)に仕え捕虜となった管仲を、大夫鮑叔牙が擁護して太宰(宰相)に用いるべきを繼承者である桓公に進言した文。○凍餒―飢え凍え。○柔民―安民。○柄―権柄。権力。○枹鼓―撥(は)ちと太鼓。

漢ノ齊王閔封策語。(史記世家三王世家) 於戲小子閔、受茲青社ヲ。朕承テ天序ヲ、維稽ヘテ、古建爾國家ヲ、封シ三十三子ヲ于東土ニ、世爲漢藩輔ト。於戲念哉。恭メ朕之詔ヲ、惟命不レ于レ常。人ノ之好ムレ徳ヲ、克明ニシテ顯光アリ。義之レ不レレ、圖、俾ニ君子ヲシテ、怠。悉ニ爾心ヲ、允ニ執ニ其申ヲ、天祿永ク終。厥有テ、愆チ不バ、臧カラ、乃凶アリ。于乃國ニ、害アランニ于爾躬ニ。於戲保國、又レ民ヲ、可レ不レ敬與。王其戒レ之。

○封策一策を授けて領国を与える。○小子一そなた。○閔一漢武帝の第三子。齊王に封じられた。齊王閔と弟の燕王旦・広陵王胥を三王と呼ぶ。○青社一青色の土で建てた社。王者は五色の土で太社を作り、四方の諸侯にはその方角の色(南赤、西白、北黒、上方(中央)黄)の土を白茅で直んで持ち帰らせ、社を建てさせたという。青は東方の色。○承天序一この三字は『新釈漢文大系』史記世家の依拠本に無い。天序は天の秩序。○命不于常一天命は定まったものではなく、行いの善悪によって決まる意。前掲の例文書(経周書康誥)にある。○義之不圖一義を重んじるべきことをいう。○允執其中一中は中正の道。前掲例(惟爾之中(尚書周書君牙)を参照。○天祿一天の授ける幸い。○永終一永く享けて終わる意。○厥一それその。○三王世家司馬遷が「文辭儼然、甚可觀也。」と評した封策の辞の外は伝わっていない。燕王旦と広陵王胥は後に叛乱を起して誅殺された。文辞も萎靡して行った結果という解釈になるが、陳騭は三王の策命文を全して採っている。

燕王旦ガ封策ノ語。(史記世家三王世家) 於戲小子旦、受茲玄社ヲ、建爾國家ヲ

一、封シ于北土ニ、世爲漢藩輔。於戲薰鬻氏、虐シテ老ヲ、獸心、以茲巧ナリ邊敗(漢書作叱一頭注)ニ。朕命シテ將率ニ、徂テ征セシム。萬夫ノ長、千夫ノ長、三十有二帥、降シ旗ヲ走ラシ、師ヲ、薰鬻徒シ、域ヲ、北州以安シ。悉ニ爾心ヲ、母レ作レ怨ヲ、母レ作レ孽徳ヲ、母ニ乃廢。備(漢書作母廢) 廼備(頭注)。非ニ教ル土ニ、不レ得ニ以徵ス。王其戒レ之。

○玄社一玄(黒)は北方の色。○受茲玄社一この後、『新釈漢文大系』本では「朕承祖考、維稽古」の句がある。○薰鬻氏一薰鬻(葷粥)は北方の遊牧民族。匈奴の前身という。○敗一狩り。「叱」は民。『新釈漢文大系』本では「以茲巧邊敗」を「侵犯寇盜、加以茲巧邊萌。」とある。萌は氓と通じ、人民の意。○將率一將帥、將軍。○帥一頭、長。「三十有二帥」を前記「大系」本では「三十有二君皆來」とあり、本文のように記すのは『漢書』「奮去病也」とする。頭注は『漢書』と対校しており、例文の典拠は不明。○以安一「以綏」(大

系)。○母作孽徳一「母(肥)徳」(徳を肥やぶる母れ)。「大系」本では、前に「於戲保國艾民、可不敬與」の句を繰り返す。○王其戒之「大系」本では、前に「於戲保

廣陵王胥ガ封策ノ語。(史記世家三王世家) 於戲小子胥、受茲赤社ヲ、三十三子ヲ建爾國家、封ズ于南土ニ。世世爲漢藩輔。古人有言、曰、大江之南、五湖之間、其人輕心。揚州保疆、保疆漢書作保疆。李奇曰、保恃也。頭注、三代ノ要服、不レ及レ以スレレ政ヲ。於戲悉ニ爾心ヲ、一、祇祇兢兢、乃惠ヒ乃順、母相ニ好、逸ヲ、母、遷クル。宵人ヲ。惟法惟則、書ニ云、臣ハ不レ作サレ福ヲ、不レ作レ威ヲ、靡有ニ後ノ差。王其戒レ之。

○赤社一赤は南方の色。○受茲赤社一この後、『大系』本では「朕承祖考、維稽古」の句がある。○大江之南、五湖之間一揚子江下流地域。○保疆一「保疆」だと「疆」を保(た)のむとなる。○三代要服一夏殷周三代の政教の及ばない地域。禹は五服の制度を定め、王城から最も僻遠で支配服属関係の遠いものを「要服」(要)と治める地域、「荒服」(放置する地域)とした。(尚書禹貢) ○祇祇兢兢一戒め謹む様。戰戰兢兢(『大系』) ○乃一語調を整える助辞。恩恵を与え、土地の流俗に従いながら。○宵人一小人。つまりぬ人間。○惟一語調を整える助辞。○臣不作福一「惟辟作福、惟辟作威、惟辟玉食。臣無有作福作威玉食、其害而家、凶于而國。」(尚書洪範) 福を与え威(刑罰)を与える美食をするのは王だけであるという意。

文則卷之下終 [三十三子]